

川上産業における育児応援制度概要 (2022年10月時点)

川上独自の取組

法定以上の制度

制度名	根拠	対象		制度内容	法定
		男性	女性		
妊産婦の定期検診、 半日休暇の措置	母性の健康管理措置規程 第3条第4条第5条	×	○ ※つわり休業の適用を 受けている、育休や時短勤務の 適用を受けていない方	勤務時間内に通院可通院前後の時間で 就労困難な場合は半日特別有給として取得可	法定内
妊産婦の時差出勤、 勤務時間短縮の措置	母性の健康管理措置規程 第8条第9条	×	○ ※つわり休業の適用を 受けている、育休や時短勤務の 適用を受けていない方	医師等からの指導がある場合、 時差出勤・勤務時間を短縮の措置	法定内
つわり休業	社員就業規則 第73条つわり休業規程 第2条	×	○	医師等からの指導に基づき休業取得可	法定内
妻の出産休暇	社員就業規則第66条	○	×	妻の出産時に2営業日の特別有給休暇を 取得可	川上産業独自の取組
産前産後休業	社員就業規則 第65条	×	○	出産日に基づき産前6週間 (多胎妊娠の場合14週) 産後8週間 休業取得可	法定内
出生時育児休業	育児休業規程 第10～13条	○	○ (養子縁組をした場合など)	出産日(出産予定日)から8週間以内のうち 4週間(28日)まで休業取得可(初回にまとめて 申し出ることを条件に1子につき2回まで取得可。 また、出生時育児休業を取得した場合でも 育児休業の取得可)	法定内
育児休業	育児休業規程 第9条の3	○	○	子が1歳に達する日まで(誕生日の前日)、 再取得の場合1歳2カ月まで休業取得可 (1子につき2回まで分割して取得可)	法定内
子の1歳誕生日 以降の育児休業	育児休業規程 第9条の2	○	○	保育所へ入所できない等の理由がある場合、 子の1歳の誕生日から2歳6ヶ月に 達する日までの間で必要な日数取得可	法定以上 (法定では満2歳まで)
休職中の定期面談	休職者と定期的に 連絡をとるマニュアル	○	○	3カ月に1回、上司と面談し、 スムーズに復職できるようにサポート	川上産業独自の取組
育児時間	育児休業規程 第25条	×	○ ※満1歳未満のお子さんを 養育されている方	1日あたり60分×2回、 勤務時間中に育児時間を取得可	法定以上 (法定では30分×2回)
育児短時間勤務	育児休業規程 第25条	○	○ ※中学校就学始期までの子を養育する方	始業時間、終業時間を変更可	法定以上 (法定では満3歳まで)
子の看護休暇	育児休業規程 第27条	○	○ ※中学校就学始期までの子を 養育する方	子1人に対し特別有給として5日/年 (4月1日時点で、子が2歳未満の場合は 1年間に6日) 子が2人以上の場合特別有給として10日/年 (時間単位の取得可)	法定以上 (法定では小学校就学前 までで、無給可)
育児のための 学校関連休暇	育児休業規程 第28条	○	○ ※中学校就学始期までの子を養育する方	子1人に対し特別有給として3日/年 子が2人以上の場合特別有給として6日/年 (時間単位の取得可)	法定以上 (法定では小学校始期までで、 無給可)
所定外労働免除	育児休業規程 第24条	○	○ ※満3歳未満の子を養育する方	所定労働時間を超えての勤務を免除	法定内
時間外労働 深夜労働免除	育児休業規程 第30条、第31条	○	○ ※小学校就学始期までの子を養育する方	時間外労働、深夜労働を免除	法定内
出産育児相談 窓口利用	出産・育児の 相談窓口マニュアル	○	○	妊娠時期から出産育児経験のある社員が 相談役として対応、初めての妊娠の場合、 産休前に相談役との面談を実施	川上産業独自の取組
出産祝い金	慶弔見舞規程第17条	○	○	1子につき20,000円支給	川上産業独自の取組
早期復職一時金制度	慶弔見舞規程 第12条	×	○ ※子が満1歳までに 早期復帰された方	家計の補助を目的として一時金付与 10000円×月数 (復職日から1歳の誕生日前日まで) ※但し会社は早期復職を要請 ・希望するものではありません	法定以上